

## 令和7年度前橋市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰により、経済的な影響を受けている高齢者施設等に対して、サービスの安定的な提供を支援することを目的として、国の重点支援地方交付金を活用し、前橋市高齢者施設等物価高騰対策支援金（以下、「支援金」という。）を交付するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象)

第2条 次に掲げる各号のいずれにも該当する場合、支援金の交付を受けることができる。

- (1) 前橋市内で、介護保険法（平成9年法律123号）を始めとする法令に規定される別表に掲げる高齢者施設等を運営する法人の理事長等代表者（以下「運営者等」という。）であること。ただし、国、県又は市が運営する事業所又は施設を除くものとする。
- (2) 令和8年2月1日（以下「基準日」という。）時点において、前橋市内で別表に規定する高齢者施設等を運営していること。
- (3) 基準日から交付決定日までの間に、高齢者施設等を休止又は廃止していないこと、かつ休止又は廃止の届出をしていないこと。
- (4) 国税、県税及び市税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団排除に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
  - (a) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
  - (b) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
  - (c) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。
  - (d) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。
  - (e) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。
  - (f) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。
  - (g) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。
  - (h) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。

### (対象経費)

第3条 支援金の対象経費は、事業所において負担する光熱費、燃料費及び食材費ほか、物価高騰の影響を受けた経費とする。なお、支援金には、消費税及び地方消費税は含まないため、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告は要さないものとする。

### (交付額及び交付に係る要件)

第4条 支援金の交付額及び交付に係る要件は別表のとおりとする。

### (交付申請及び申請方法)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、令和7年度前橋市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼誓約書（様式第1号）に必要事項を入力し、電子申請により市へ提出するものとする。

2 前項の申請において、市長が必要と認める書類がある場合は、当該書類を別途提出

するものとする。

(交付決定等)

第6条 市長は、申請書類等の審査及び調査等を行い、必要に応じて現地を調査した上で、支援金の交付決定を行うものとする。

2 交付決定した場合は、令和7年度前橋市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付決定通知書(様式第2号)により通知し、指定された金融機関の口座へ振り込むものとする。

3 第1項の審査及び必要に応じた現地調査の結果、支援金を交付すべきでないと認められたときは、令和7年度前橋市高齢者施設等物価高騰対策支援金不交付決定通知書(様式第3号)により支援金の交付申請を行った運営者等に通知するものとする。

(受付期間)

第7条 支援金申請の受付期間は、令和8年3月2日から令和8年5月29日までとする。

(交付申請の変更等)

第8条 運営者等は、交付申請の内容を変更し、又は取下げしようとする場合は、変更等申請書(様式第4号)を提出するものとする。

(その他)

第9条 市長は、支援金の交付の決定後、申請内容に虚偽等が判明した場合は、支援金の返還等を求めることができるものとする。

2 市長は、要件を確認する上で必要である場合には、運営者等に対し、実地調査・報告・追加資料の提出等を求めることができるものとする。

3 支援金の交付を受けた運営者等は、下記の書類について、交付を受けた日から5年間保管するとともに、前項の求めに対して提示するものとする。

(1) 交付申請書類の写し

(2) 収入及び支出の関係を示す書類(決算書類等)

4 支援金の交付を受けた運営者等は、前橋市補助金等交付規則(平成10年前橋市規則第34号)及びこの要綱に記載の交付条件を遵守し、事業を行うものとする。

5 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年3月2日から施行する。

別表

<p>1 支援金の交付額</p>	<p>1 事業所あたり 100,000円          ※詳細は、2 交付の対象サービスを参照</p>
<p>2 交付の対象サービス</p>	<p><b>【通所系】</b>          通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション</p> <p><b>【多機能型系】</b>          小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護</p> <p><b>【短期入所系】</b>          短期入所生活介護、短期入所療養介護</p> <p><b>【訪問・相談系】</b>          訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、福祉用具貸与、福祉用具販売、居宅介護支援、地域包括支援センター</p> <p><b>【入所・居住系】</b>          介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>※介護保険サービスと介護予防サービスについて双方の指定を受けている場合は、1 事業所として取り扱う。ただし、通所型サービス A・訪問型サービス A については、別の事業所として取り扱う。</p> <p>※福祉用具貸与および福祉用具販売について双方の指定を受けている場合は、2 事業所として取り扱う。</p> <p>※特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム及び養護老人ホームについては、特定施設入居者生活介護として取り扱う。</p> <p>※医療みなしの事業所において、令和7年10月から12月の間に1日以上介護報酬請求実績がない場合は対象外とする。</p>